

【資料 1】

豊橋市立地適正化計画

防災指針(素案)

令和4年 月 日

都市計画部 都市計画課

目 次

【立地適正化計画】

第1章 計画策定の背景と目的	1~6
第2章 都市構造上の課題	7~20
第3章 立地適正化計画に関する基本的な方針	21~24
第4章 都市機能誘導区域について	25~36
第5章 居住誘導区域について	37~42

第6章 防災指針

1. 防災指針の策定	
(1) 防災指針とは	43
(2) 本市の災害とこれまでの取り組み	43
2. 災害リスク分析と課題の整理	
(1) 災害リスクの分析	44
(2) 課題の整理	47
3. 防災まちづくりの将来像と取り組み方針	
(1) 防災まちづくりの将来像	56
(2) 取り組み方針	57
4. 具体的な取り組み及びスケジュール	58

第7章 計画の目標と評価	60~61
--------------	-------

【補足】

防災指針に伴う第4章から第7章の見直しについて	補1
1. 居住誘導区域及び歩いて暮らせるまち区域について	補2
2. 都市機能誘導区域について	補4
3. 目標値の設定について	補6

第6章 防災指針

1. 防災指針の策定

(1) 防災指針とは

防災指針は市全域や、立地適正化計画で定めている利便性の高いエリアに居住や都市機能の誘導を図るにあたって、災害リスクに対しどのように安全を確保するかを示す指針です。

近年、全国各地で水害をはじめとした大規模な自然災害に見舞われ、居住誘導区域内で浸水被害を受けるなど、立地適正化計画における都市機能や居住の誘導にあたってどのように安全を確保するかという課題が浮き彫りとなりました。これを受け、国は令和2年9月に都市再生特別措置法を改正し、立地適正化計画に防災指針を定めることとしました。

本市においても、これまで経験したことがないような豪雨災害などに備えるため、防災指針を策定し、安全・安心なまちづくりを推進していきます。

防災指針の策定にあたっては、洪水や津波、高潮、土砂災害といった本市が抱える災害リスクを網羅的に把握し、それに対する対策について土地利用をはじめハードやソフト対策を位置付けます。

(2) 本市の災害とこれまでの取り組み

本市は、東部の弓張山地、南部の太平洋、西部の三河湾に囲まれるなど自然豊かな地形を有し、市内を一級河川の豊川をはじめ二級河川の柳生川や梅田川などの河川が流れています。こうした特徴から、過去には水害など様々な災害を経験しています。



近年では平成20年8月の大雨により柳生川周辺の市街地で浸水被害が発生し、多くの家屋が浸水被害に遭いました。また昭和34年の伊勢湾台風など台風による高潮の被害が多い地域でもあります。加えて今後は発生が予想される南海トラフ巨大地震や異常気象など、災害のリスクは一層高まっていくことが想定されます。

こうした災害リスクに対応するため、これまでも国を中心とした豊川の流域治水プロジェクトや県による柳生川の地下河川整備事業などの治水対策、ハザードマップの配布や防災訓練などのソフト施策を中心に様々な取り組みをしています。

2. 災害リスク分析と課題の整理

(1) 災害リスクの分析

災害リスクの分析は、災害ハザード情報に都市の情報などを重ね合わせて行います。本市において、発生するおそれのある災害ハザード情報を以下に示します。

表 災害ハザード情報（令和4年8月時点）

災害種別		所管	名称	規模等		根拠法令	指定日/ 公表日等	
水害	洪水*1	国土交通省	洪水浸水想定区域	計画規模 L1*2	1/150	水防法	H28(2016) .5.31 指定・公表	
			洪水浸水想定区域	想定最大規模 L2*3	1/1,000	水防法		
			浸水継続時間					
			家屋倒壊等氾濫想定区域 (河岸侵食・氾濫流)					
		梅田川	愛知県	洪水浸水想定区域	計画規模 L1	1/50	水防法	R2(2020) .4.10 指定・公表
				洪水浸水想定区域	想定最大規模 L2	1/1,000	水防法	
				浸水継続時間				
				家屋倒壊等氾濫想定区域 (河岸侵食・氾濫流)				
		柳生川	愛知県	洪水浸水想定区域	計画規模 L1	1/30	水防法	H30(2019) .8.30 指定・公表
				洪水浸水想定区域	想定最大規模 L2	1/1,000	水防法	
				浸水継続時間				
				家屋倒壊等氾濫想定区域 (河岸侵食*4)				
	佐奈川	愛知県	洪水浸水想定区域	計画規模 L1	1/50	水防法	R3(2021) .3.19 指定・公表	
			洪水浸水想定区域	想定最大規模 L2	1/1,000	水防法		
			浸水継続時間					
			家屋倒壊等氾濫想定区域 (河岸侵食*4)					
	音羽川*4	愛知県	洪水浸水想定区域	想定最大規模 L2	1/1,000	水防法	R2(2020) .4.10 指定・公表	
			浸水継続時間					
	津波*4	豊橋市	津波浸水想定区域	過去地震最大モデル*6		なし	R2(2020) .7.30 指定	
			津波浸水想定区域	理論上最大モデル*7		なし		
愛知県		津波災害警戒区域 (イエローゾーン)	最大クラス (≒理論上最大モデル)		津波法*8			
高潮	愛知県	高潮浸水予想図	伊勢湾台風規模/堤防決壊無		なし	R3(2021) .6.11 指定		
		高潮浸水予想図	室戸台風規模/堤防決壊無		なし			
		高潮浸水想定区域	想定最大規模*9 (室戸台風規模/堤防決壊有)		水防法			
雨水取水 (内水)	豊橋市	内水ハザードマップ	想定最大規模		なし	R2(2020) .4.発行		
ため池	豊橋市	ため池ハザードマップ	—		ため池管理 保全法*10	順次 追加発行		
土砂災害*11	愛知県	土砂災害特別警戒区域 (レッドゾーン)	がけ崩れ 229 箇所、土石流 29 箇所、地すべり 0 箇所		土砂災害 防止法*12	順次 追加指定		
		急傾斜地崩壊危険区域 (レッドゾーン)	18 箇所		急傾 斜地法*13	順次 追加指定		
		土砂災害警戒区域 (イエローゾーン)	がけ崩れ 250 箇所、土石流 41 箇所、地すべり 1 箇所		土砂災害 防止法	順次 追加指定		
その他	—	液状化	—		—	—		
	—	火災	—		—	—		

- * 1 各河川の支川等の浸水予想図は以下のとおり。
 豊川下流支川・・・朝倉川、江川、馬越川、嵩山川、神田川、間川、三輪川、安川、内山川
 柳生川・・・殿田川、山中川
 梅田川・・・内張川、西ノ川、浜田川、坪口川、落合川、精進川、半尻川、境川
 紙田川、境川（老津）
- * 2 計画規模（L1）とは、河川ごとに定められる氾濫を防ぐための河川の整備の目標を定めた計画の基準として想定した大雨の降雨規模。
- * 3 想定最大規模（L2）とは、水防法第 14 条第 1 項に規定する、想定し得る最大規模の降雨。
- * 4 洪水において、柳生川と佐奈川の家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流）は指定なし。また、音羽川の洪水浸水想定区域（計画規模）及び家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸侵食・氾濫流）は、本市に影響がないため分析には用いない。
- * 5 津波災害特別警戒区域（オレンジゾーン）は指定なし。
- * 6 過去地震最大モデルとは、南海トラフで繰り返し発生している地震・津波のうち、過去に発生したことが明らかで規模の大きいものを重ね合わせたモデル。
- * 7 理論上最大想定モデルとは、南海トラフで発生する恐れのある地震・津波のうち、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波を想定したモデル。
- * 8 津波防災地域づくりに関する法律
- * 9 想定最大規模とは、水防法第 14 条の 3 第 1 項に規定する、想定し得る最大規模の高潮。
- * 10 農業用ため池の管理及び保全に関する法律
- * 11 地すべり防止区域（地すべり等防止法）について、本市に指定された区域はない。
- * 12 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律
- * 13 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律

次に人口や住宅の分布、避難所、病院等の公共公益施設といった都市の情報について以下に示します。

表 都市の情報

重ね合わせ情報	
【基本情報】 ○市街化区域 ○居住誘導区域 ○鉄道 ○主要河川 ○市街化調整区域 ○都市機能誘導区域 ○幹線道路	
【都市情報】 ○人口分布（R2 国勢調査） ○建物・住宅の分布（H29 都市計画基礎調査） ○指定避難所等の分布（第一指定避難所、第二指定避難所、福祉避難所に洪水避難ビルまたは津波避難ビル、津波防災センターを追加） ○公共公益施設等の分布 （「豊橋市公共施設白書(R2.12)」に記載された施設に民間の保育所、高齢者福祉施設を追加）	

災害リスクの分析にあたっては、災害時には避難が重要であることを前提に、災害ハザードマップと同様、想定される最大規模のハザードを基本とします。

また、課題の抽出にあたっては、以下の視点に基づき、整理します。

表 主な分析の視点

分析内容		分析目的
災害ハザード情報	都市の情報	
・浸水深		浸水により屋外での避難行動が困難となり、孤立する可能性がある浸水深となる地域を確認
・家屋倒壊等氾濫想定区域	・建物	河岸侵食や氾濫流により命の危険や家屋に甚大な被害が生じる恐れがある地域を確認
・浸水想定区域	・人口 ・高齢者分布	浸水により屋外での避難行動が困難となり、孤立する可能性がある浸水深となる地域において、人口や高齢者が多く早期の避難が必要とされる地域を確認
・浸水深1m以上 ・浸水深3m以上	・建物1階建 ・建物2階建	垂直避難*1が困難で、早期の避難が必要とされる建物の分布状況を確認
・浸水深	・建物(住宅) ・避難施設500m圏域*2	水平避難*3が困難で、早期の避難が必要とされる地域における建物(住宅)の分布状況を確認
・浸水想定区域	・指定避難所等	浸水被害を受ける恐れがある指定避難所等を確認
・浸水想定区域	・公共公益施設等	浸水被害を受ける恐れがある公共公益施設等を確認

*1 垂直避難とは、災害時に身に危険が迫っているが、安全な場所まで避難する時間がない場合、安全な場所と空間を確保するために垂直方向に避難すること。

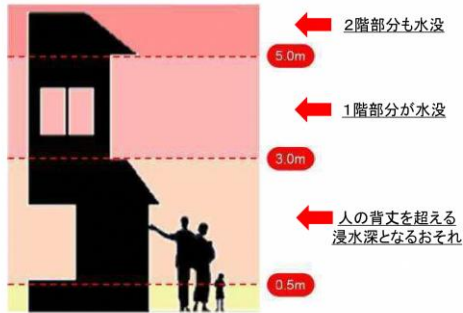
*2 500m 圏域は、老人単独、車いす等の避難可能距離の上限（津波避難対策推進マニュアル検討会 報告書）

*3 水平避難とは、その場を立ち退いて近隣の安全を確保できる場所に一時的に移動することをいう

●洪水における浸水深と人的災害リスクおよび避難行動について

①浸水深と人的被害のリスク

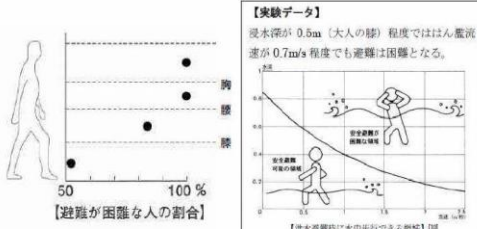
浸水による人的被害のリスクの程度を、浸水深から検討することが考えられる。一般的な家屋の2階が水没する浸水深5mや、2階床下部分に相当する浸水深3mを超えているかが一つの目安となる。2階への垂直避難が困難な居住者の有無にも注意することが重要である。



※洪水浸水想定作成マニュアル(第4版)から抜粋した図を一部加工

②浸水深・流速と避難行動について

避難行動時における被災リスクの程度を、浸水深や流速から検討することが考えられる。関川水害(H7)における調査結果によれば、浸水深が膝(0.5m)以上になると、殆どの人が避難困難であったとされる。また、実験では、0.5mの水深では流速が0.7m/sでも避難は困難となり、流速が2.0m/sを超えると水深が0.2m程度でも避難が困難となるとされる。また、伊勢湾台風の際に避難した人のアンケートでは、小学校5~6年生では、水深0.2m以上になると避難が困難になるというデータもある。



立地適正化計画作成の手引き(国土交通省 令和4年4月)

●津波における浸水深と人的・建物災害リスクおよび避難行動について

浸水した面積等の分類整理にあたり、目安とした浸水深の深さは、次の通り。

- 0.3m以上：避難行動がとれなく(動くことができなく)なる
- 1m以上：津波に巻き込まれた場合、ほとんどの人が亡くなる
- 2m以上：木造家屋の半数が全壊する(注；3m以上でほとんどが全壊する)
- 5m以上：2階建ての建物(或いは2階部分までが)が水没する
- 10m以上：3階建ての建物(或いは3階部分までが)が完全に水没する

南海トラフの巨大地震モデル検討会(第二次報告)(平成24年8月)

●洪水浸水想定区域における家屋倒壊等氾濫想定区域について

・河岸浸食による家屋倒壊等氾濫想定区域

洪水時の河岸浸食により、木造・非木造の家屋倒壊のおそれがある区域



河岸侵食イメージ

・氾濫流による家屋倒壊等氾濫想定区域

河川堤防の決壊又は洪水氾濫流により、木造住宅の倒壊のおそれがある区域



氾濫流イメージ

(2) 課題の整理

災害リスクと都市の情報を重ね合わせた結果から、居住誘導区域内、外で分けて主な課題を整理します。

居住誘導区域

【水 害】

- 船町駅や柳生橋駅周辺は、浸水深 0.5m以上の浸水想定区域であり、想定最大規模においては、3m以上の浸水が想定される。(洪水、高潮) -----> P49
- 船町駅周辺は、浸水深 0.3m以上の浸水想定区域がある。(津波) -----> P49
- 柳生川沿いは、河岸浸食や氾濫流による家屋倒壊等氾濫想定区域である。(洪水) -----> P49
- 船町駅や柳生橋駅周辺は、人口や高齢者が多く、また垂直避難や水平避難が困難な建物が分布している。(洪水、高潮) -----> P50~53
- 船町駅や柳生橋駅周辺の浸水深 0.5m以上の浸水想定区域には、指定避難所や公共公益施設が分布している。(洪水、高潮) -----> P54~55

居住誘導区域外

【水 害】

- 豊川・豊川放水路周辺の前芝、下地、下条、賀茂や、梅田川周辺の植田駅周辺など多くの地域が、浸水深 0.5m以上の浸水想定区域である。(洪水、高潮) -----> P49
- 本市西部の臨海部などにおいて浸水深 0.3m 以上の浸水想定区域がある。(津波) -----> P49
- 下条や賀茂地区では 3m以上の浸水深が想定される。(洪水) -----> P49
- 豊川・豊川放水路周辺や梅田川沿いは、河岸浸食や氾濫流による家屋倒壊等氾濫想定区域である。(洪水) -----> P49
- 豊川・豊川放水路周辺や梅田川周辺において、人口や高齢者が多い地域があり、また垂直避難や水平避難が困難な建物が分布している。(洪水、津波、高潮) -----> P50~53
- 豊川・豊川放水路周辺をはじめとする浸水深 0.5m以上の浸水想定区域には、指定避難所や公共公益施設が分布している。(洪水、高潮) -----> P54~55
- 本市西部の臨海部など浸水深 0.3m以上の浸水想定区域には、指定避難所や公共公益施設が分布している。(津波) -----> P54~55

【土砂災害】

- 土砂災害の危険性が高い地域が点在している。 -----> P55
- 土砂災害の危険性が高い地域に公共公益施設が分布している。 -----> P55

図 洪水浸水想定区域 (想定最大規模)

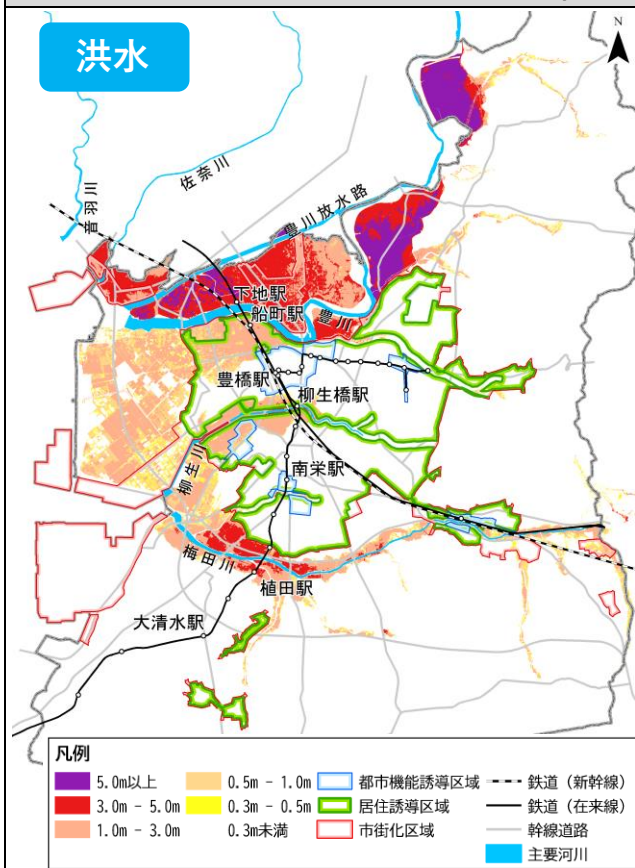


図 家屋倒壊等氾濫想定区域 (河岸侵食・氾濫流)

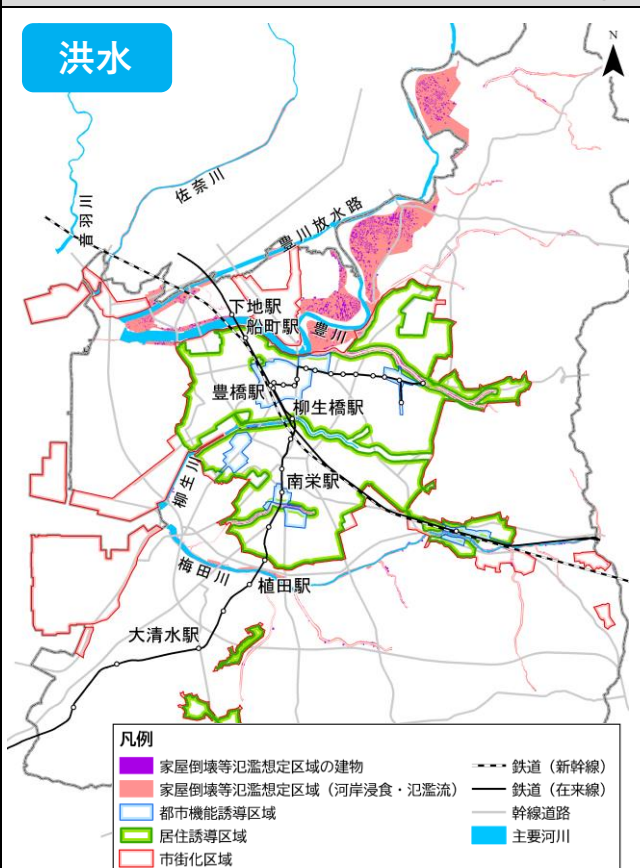


図 津波浸水想定区域 (理論上最大モデル)

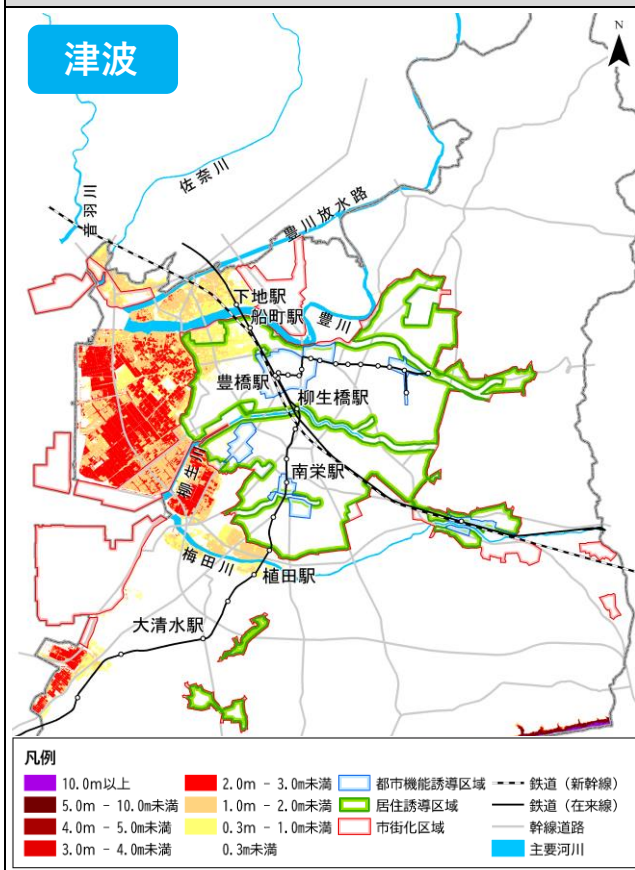


図 高潮浸水想定区域 (想定最大規模)

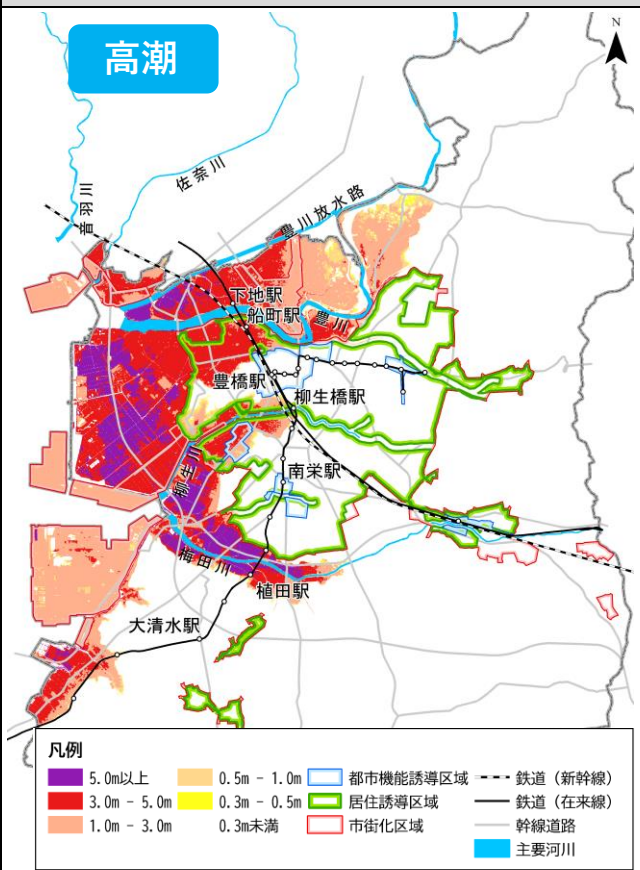


図 洪水浸水想定区域における人口分布

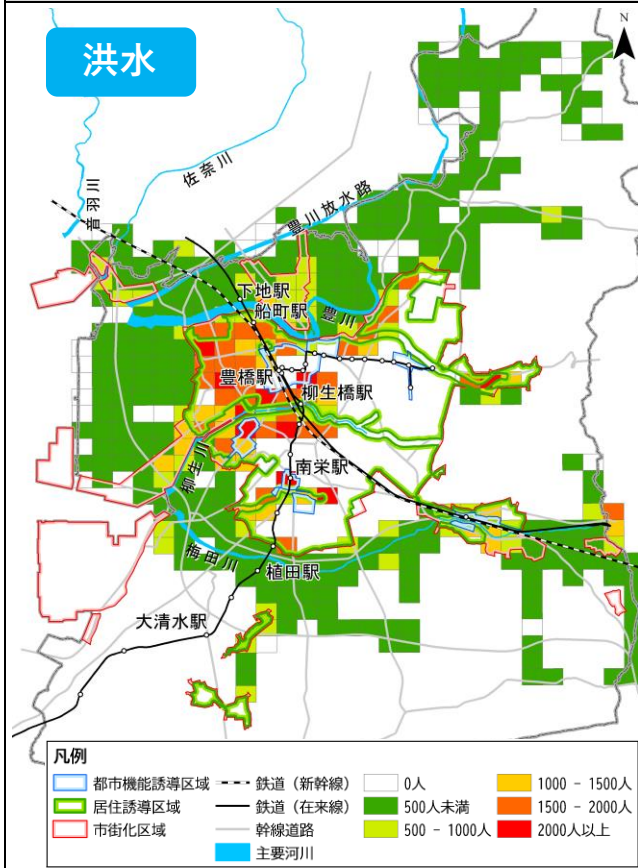


図 津波浸水想定区域における人口分布

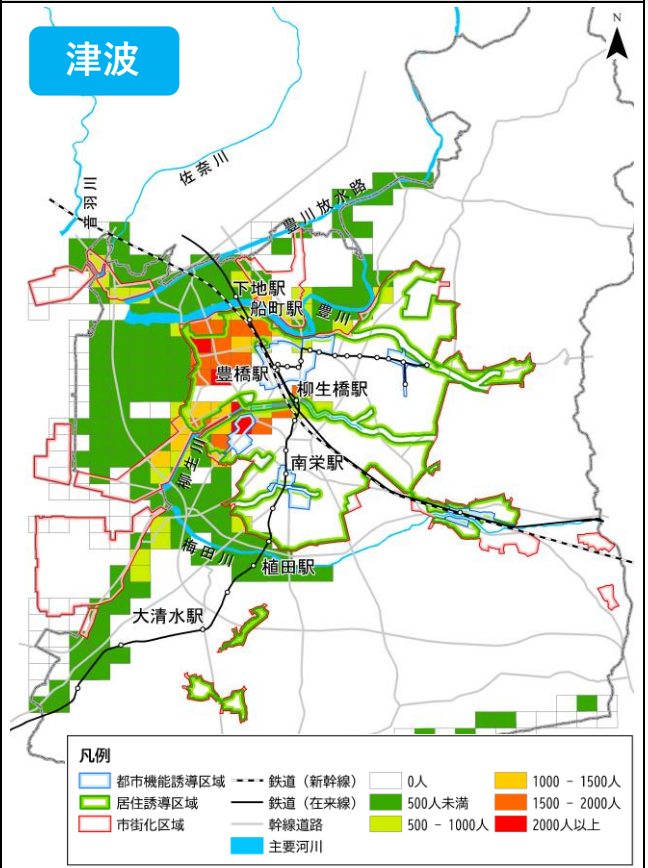
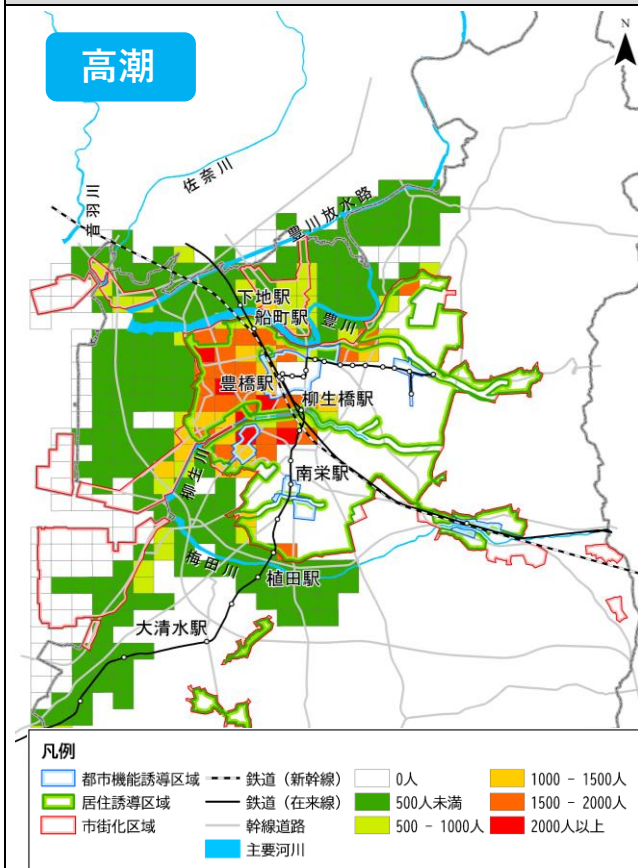


図 高潮浸水想定区域における人口分布



※人口は、令和2年度国勢調査による（分布は500mメッシュ）

図 洪水浸水想定区域における高齢者人口分布

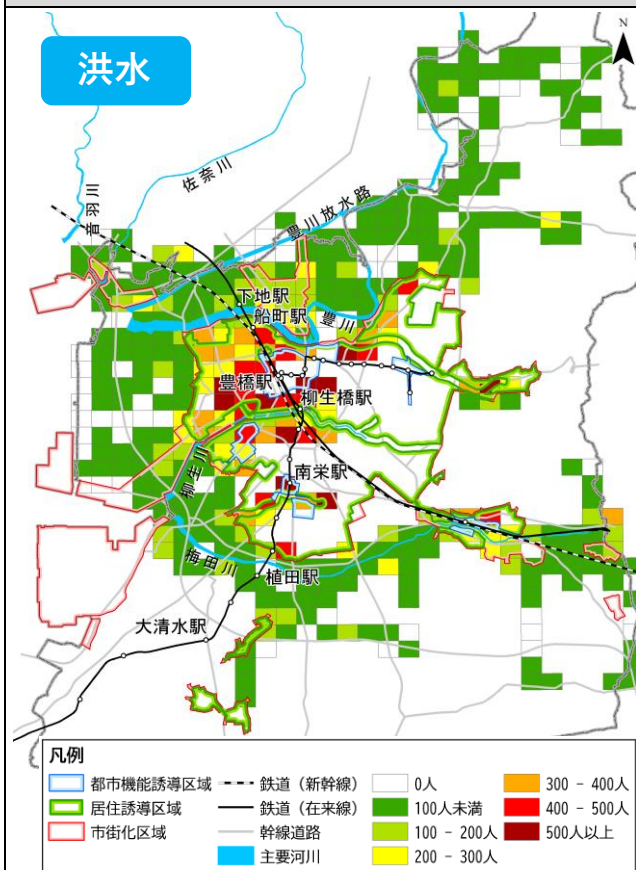


図 津波浸水想定区域における高齢者人口分布

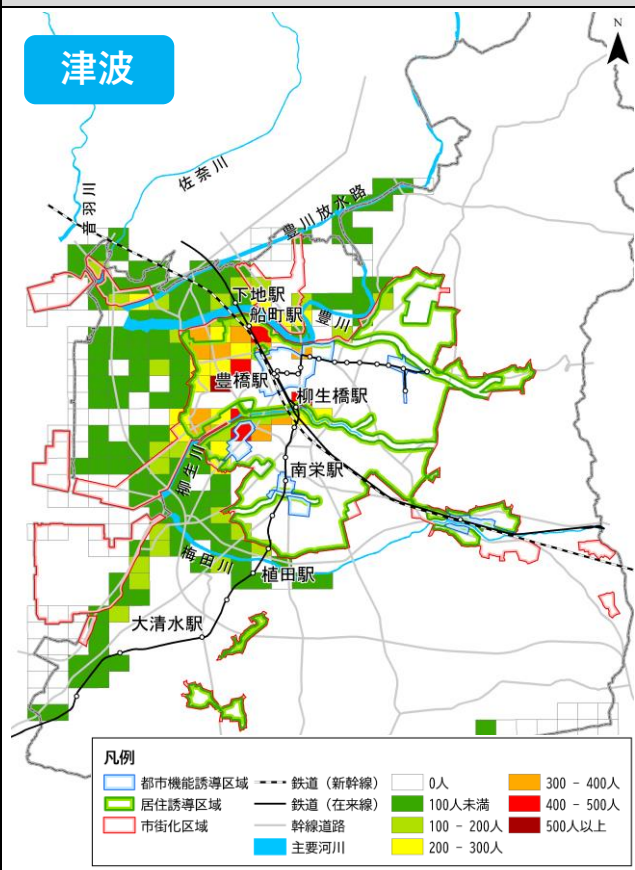
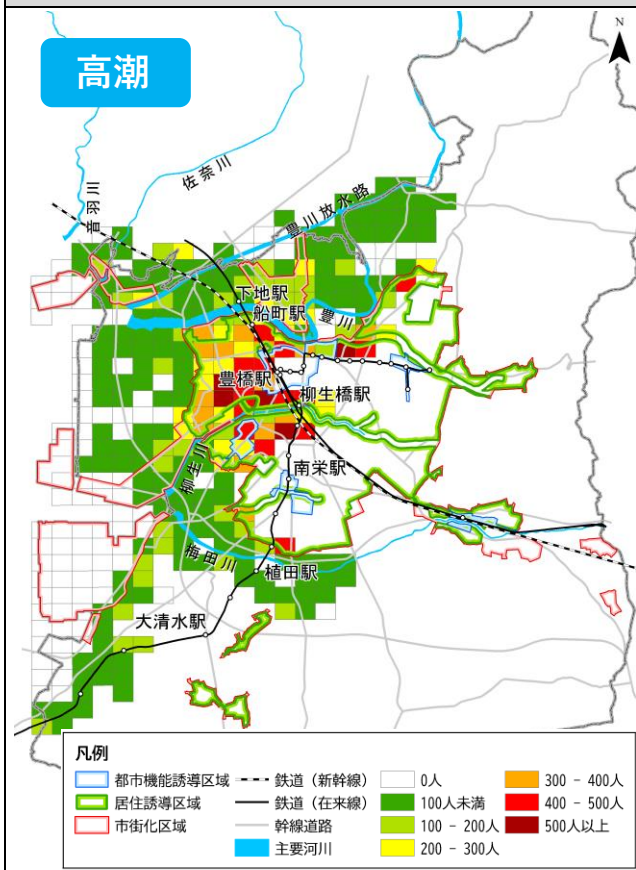


図 高潮浸水想定区域における高齢者人口分布



※人口は、令和2年度国勢調査による（分布は500mメッシュ）

図 洪水浸水想定区域における垂直避難が困難な建物

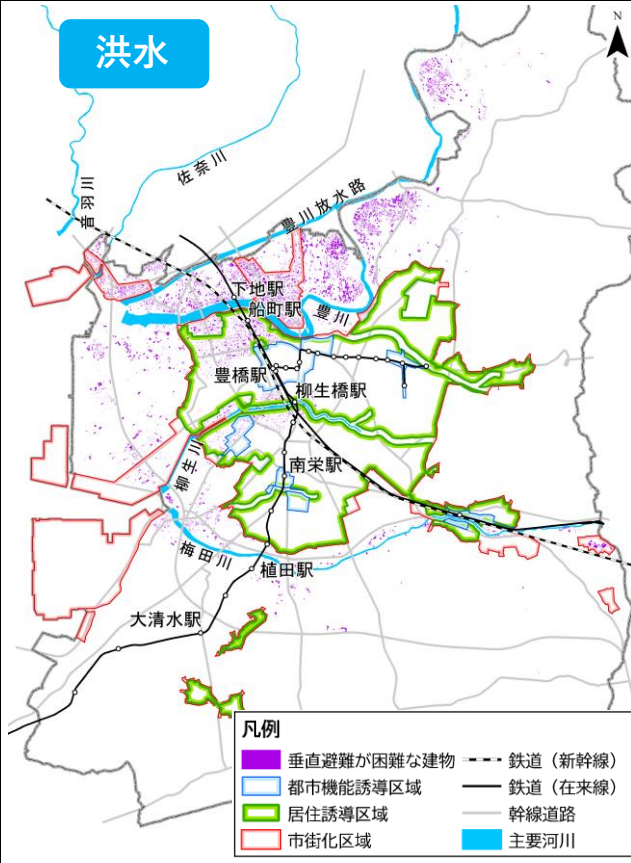


図 津波浸水想定区域における垂直避難が困難な建物

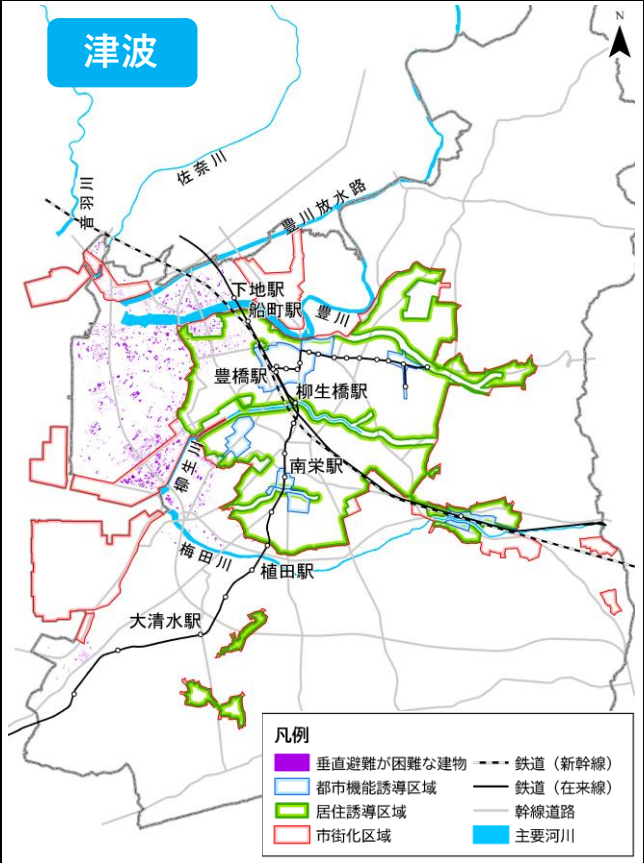


図 高潮浸水想定区域における垂直避難が困難な建物

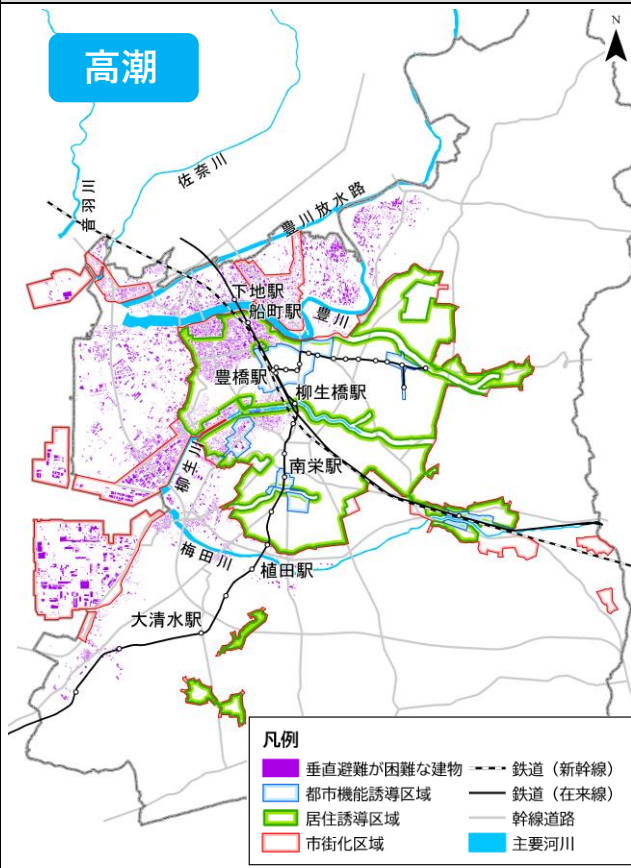


図 洪水浸水想定区における水平避難が困難な住宅



図 津波浸水想定区域における水平避難が困難な住宅



図 高潮浸水想定区域における水平避難が困難な住宅



図 洪水浸水想定区域内の指定避難所等

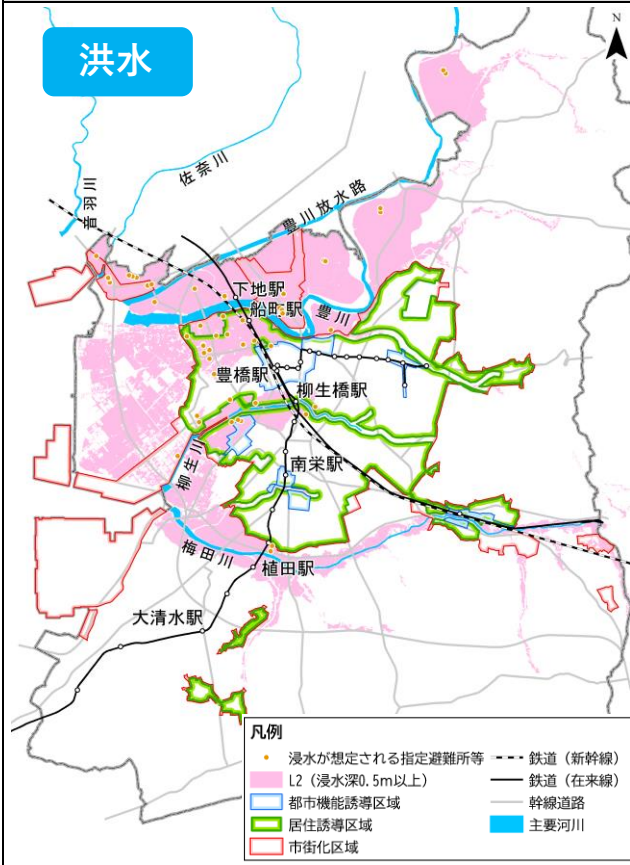


図 津波浸水想定区域内の指定避難所等

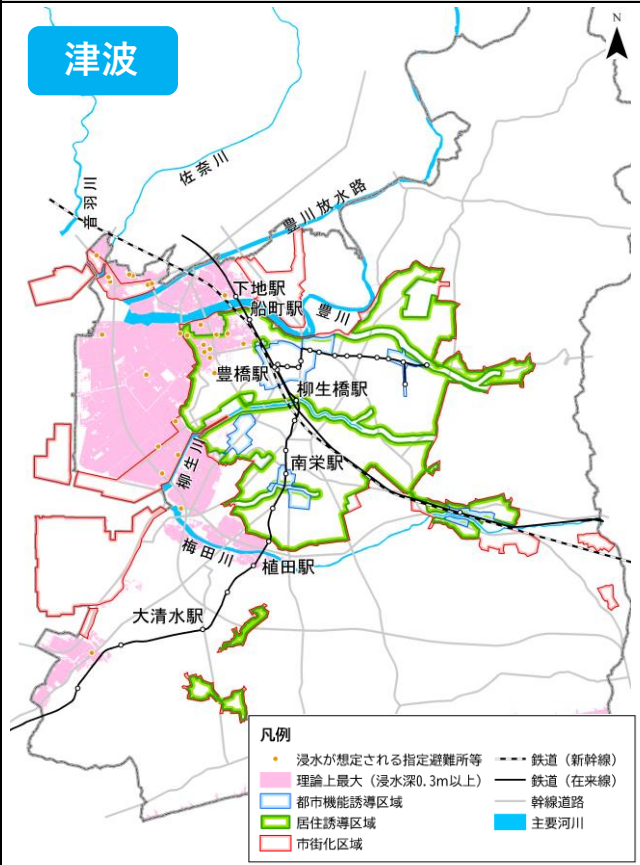


図 高潮浸水想定区域内の指定避難所等

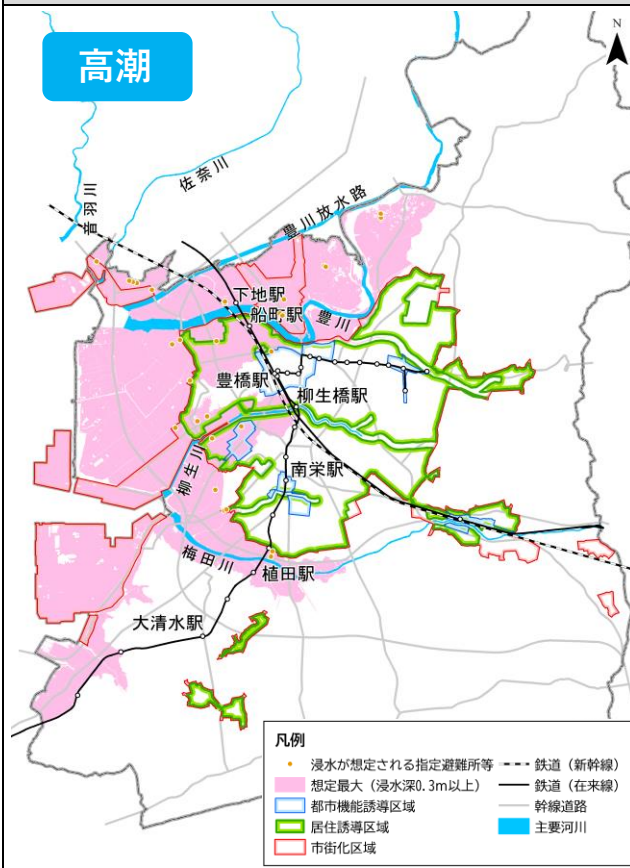


図 土砂災害の被害が生じる恐れのある指定避難所等

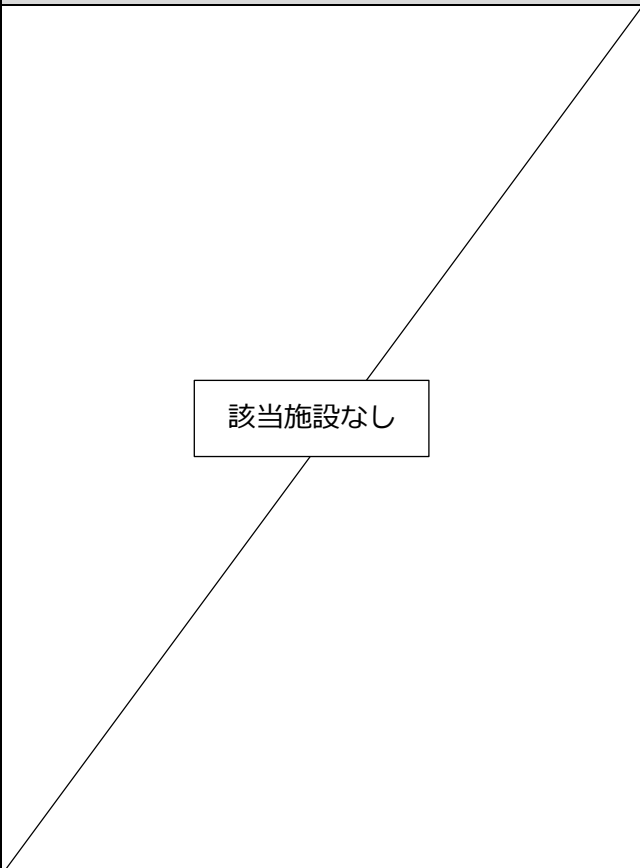


図 洪水浸水想定区域内の公共公益施設等

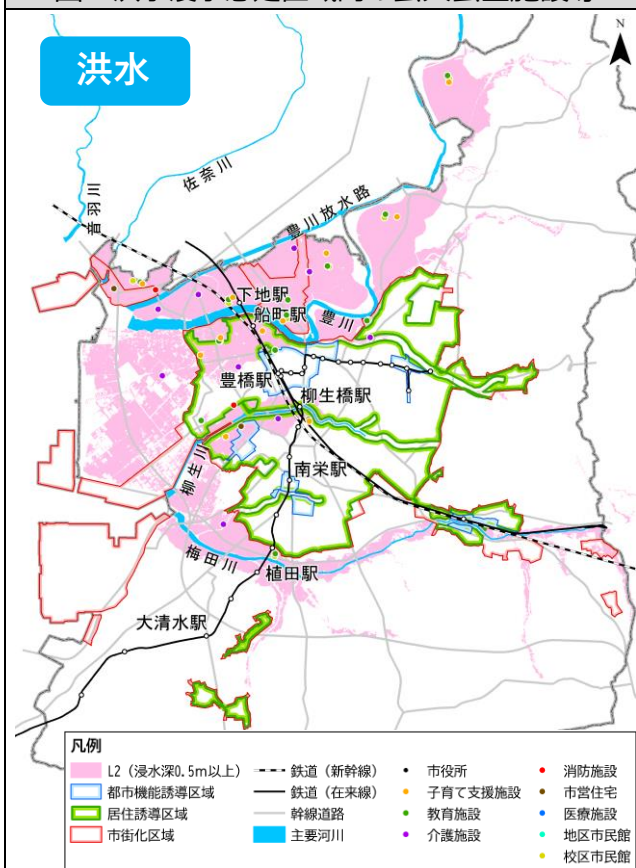


図 津波浸水想定区域内の公共公益施設等

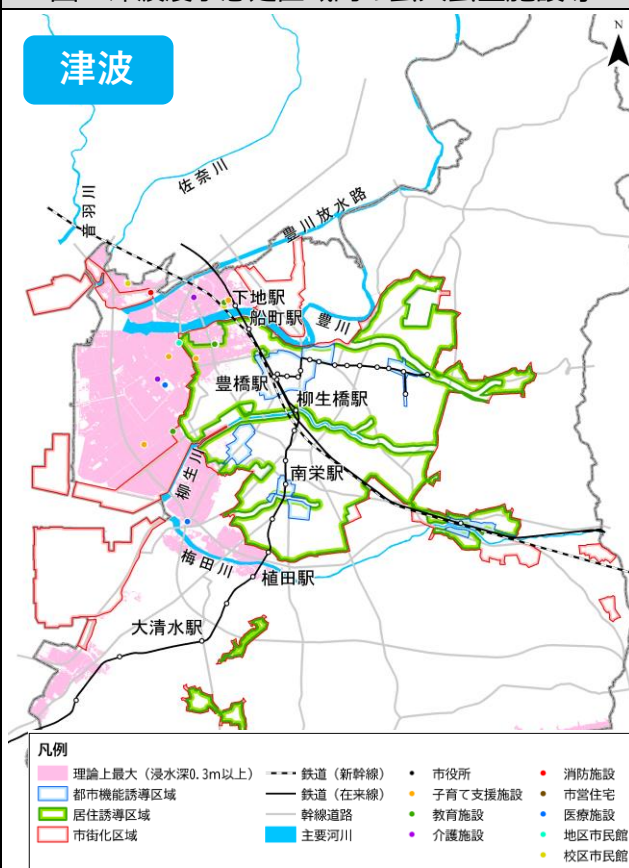


図 高潮浸水想定区域内の公共公益施設等

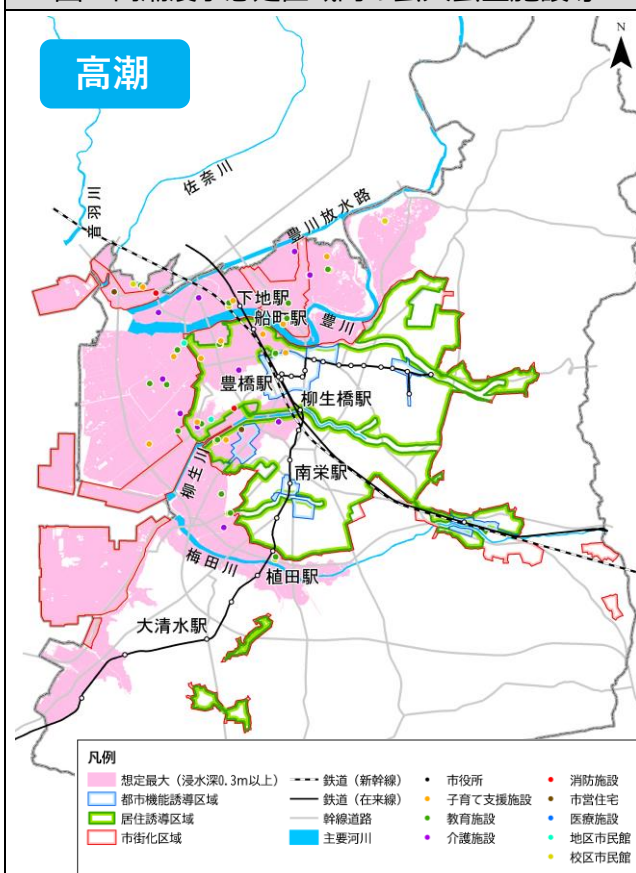
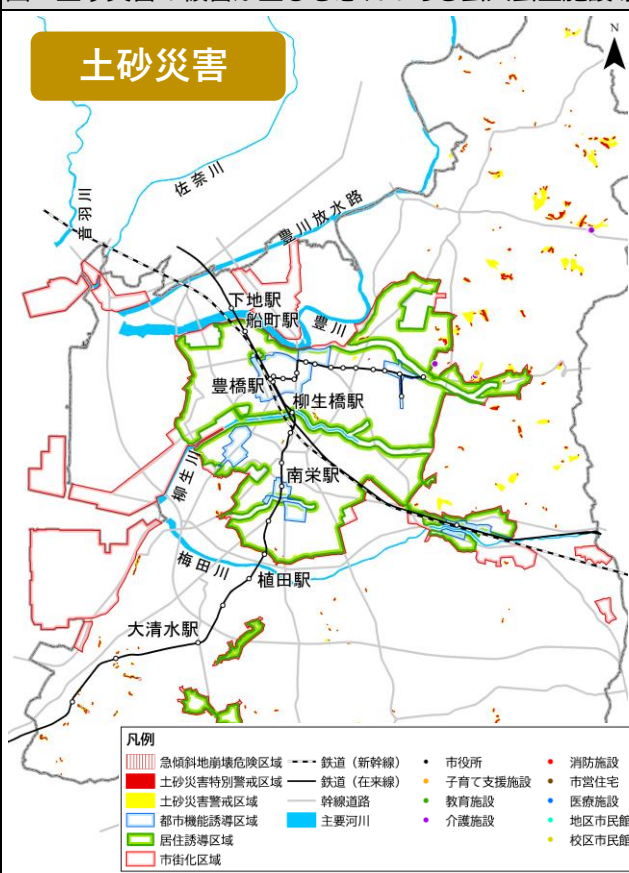


図 土砂災害の被害が生じる恐れのある公共公益施設等



3. 防災まちづくりの将来像と取り組み方針

(1) 防災まちづくりの将来像

本市は、立地適正化計画において、利便性の高い都市拠点や地域拠点に都市機能を誘導し、公共交通幹線軸沿線などに居住を誘導することで持続可能なまちづくりを進めています。一方で本市の都市構造は、豊川や柳生川といった河川沿いに形成されるなど水災害を中心に様々な災害リスクを抱えています。加えて、太平洋沿岸に位置し、南海トラフ巨大地震など大地震の発生も懸念されています。まちづくりにおいては、こうした災害リスクとどのように向き合い、付き合っていくかが課題となります。

こうした状況を踏まえ、防災まちづくりの将来像は、総合計画、都市計画マスタープラン、防災関連計画を踏まえた上で、「利便性の高さ」と「災害リスク」という一見共存し難い課題に取り組み、市民が安全・安心して暮らせるまちを目指すため、「命と暮らしを守る安全・安心を兼ね備えたまち」とします。

防災まちづくりの将来像

命と暮らしを守る 安全・安心を兼ね備えたまち

防災まちづくりの将来像を実現するため、居住誘導区域について、災害リスクのない地域を区域として設定することが最善である一方、本市においては、河川沿いなど災害リスクのある地域において既に市街地が形成され利便性が高い地域があるため、災害リスクのある地域も居住誘導区域に含めることとします。そのため、地域住民と災害リスクを共有した上で、地域全体の防災力向上を図るとともに、災害リスクに対する各種取り組みにより、利便性が高く暮らしやすい防災まちづくりを進めます。

(2) 取り組み方針

取り組み方針は、本市の都市構造や人口、土地利用の状況、施設の立地状況などを踏まえ、まちづくり全体のバランスを考慮し、本市における災害リスクの課題に対して「災害リスクの回避」と「災害リスクの低減」を基本とします。

水災害に関するハザード情報には、円滑な避難の確保を目的とし、命を守ることを最重要課題として取り組む想定最大規模や、治水施設等の整備を目的とし、命と暮らしを守るために取り組む計画規模など、水災害の種別に応じて設定条件等が定められています。

取り組みについては、災害リスクの高いエリアを中心に、災害リスクの回避や低減に向けた取り組みを組み合わせしていくこととし、基本となる浸水深だけでなく、発生頻度や、ハザードの規模、災害の特性などを踏まえることとします。

また、近年の災害の激甚化、頻発化を踏まえ、大規模な気候変動を前提に、時間と費用を要するハード対策では限界があることから、ソフト対策を有効に組み合わせしていくこととします。

なお、水害や土砂災害以外の地震やそれに伴う火災（木造密集）についても、ソフト施策を中心に取り組みを実施します。

表 取り組み方針と具体的な取り組み

取り組み方針	具体的な取り組み
災害リスクの回避	● 災害リスクを踏まえた土地利用の見直し
	● 災害リスクを踏まえた立地誘導
災害リスクの低減（ハード）	● 国、県、市が連携した施設整備
	● 災害リスクを踏まえた建物等の対策
災害リスクの低減（ソフト）	● 災害リスクに応じた地域防災力の向上
	● 地域住民や企業などの防災意識の向上

4. 具体的な取り組み及びスケジュール

防災まちづくりの取り組み方針に基づき、具体的な取り組み及び実施時期の目標位置づけ、防災まちづくりを進めます。

なお、取り組みについては、居住誘導区域をはじめ、市域全域に対するものとします。

表 具体的な取り組みとスケジュール

取組方針	具体的な取組内容	実施主体	実施工程		
			短期 5年	中期 10年	長期 20年
災害リスクの回避	●災害リスクを踏まえた土地利用の見直し				
	家屋倒壊等氾濫想定区域など災害リスクの高いエリアを居住誘導区域から除外	市	※防災指針の策定に伴い実施		
	●災害リスクを踏まえた立地誘導				
	災害ハザードエリアからの移転促進を図るため、国の支援制度の活用や新たな支援の検討	市			▶
	居住誘導区域外における新たな住宅の開発や建築の抑制を図るための届出制度の運用	市			▶
災害リスクの低減（ハード）	●国、県、市が連携した施設整備				
	設楽ダムの建設推進	国			▶
	小堤整備などの震害対策や柳生川地下河川等の河川整備をはじめ地下雨水幹線等の下水道整備、大村排水機場新設等の排水機場整備といった施設整備の推進	国、県、市			▶
	津波や高潮対策の海岸施設整備	県			▶
	河道掘削や樹木伐採、老朽化した河川施設の改修、下水道施設や排水機場等の施設改修の推進	国、県、市			▶
	土砂災害特別警戒区域等における急傾斜地の崩壊防止工事等の土砂災害対策（急傾斜地の崩壊防止工事等）	県			▶
	防災機能の強化に向けた幹線道路網の整備	国、県、市			▶
	災害時の避難路の確保に向けた狭隘道路の解消	市			▶
	下水道施設の耐震化や耐水化、ため池の耐震補強、橋梁の耐震化	国、県、市			▶
	震害地区浸水被害軽減対策計画の推進	国、県、市			▶
	●災害リスクを踏まえた建物等の対策				
	公共施設における災害リスクを踏まえた長寿命化対策	市			▶
	雨水の流出を抑制するため、雨水貯留施設として再利用する浄化槽の改修費補助	市			▶
	住宅の耐震化を促進するため、旧耐震基準で建築された木造住宅への改修費補助	市			▶
	避難路に面する倒壊の危険性のあるブロック塀等の撤去費用の補助	市			▶

取組方針	具体的な取組内容	実施主体	実施工程		
			短期 5年	中期 10年	長期 20年
災害リスクの低減（ソフト）	●災害リスクに応じた地域防災力の向上				
	隣接自治体と連携した広域避難体制や三遠南信エリアなどで構成した広域支援体制の構築	市			▶
	自主防災組織、防災関係機関等の広範囲な参加による総合的な防災訓練の実施	市			▶
	災害リスクを考慮した指定避難所の運用見直し検討	市			▶
	医療施設、社会福祉施設、学校といった要配慮者が利用する施設における、避難確保計画の作成支援	市			▶
	民間施設等に対する避難者の受入協定の締結推進	市			▶
	災害復旧や医療応援、物資供給などの災害時に必要となる連携協定の強化	市			▶
	各地域における防災活動への活用等を目的とした防災コミュニティマップの作成支援	市			▶
	防災リーダー養成講座の開催など、防災活動の中心となる防災リーダーの育成	市			▶
	自主防災組織への支援として、備蓄資機材購入の補助	市			▶
	豊川流域治水プロジェクトや東三河及び渥美半島流域治水プロジェクトの推進	国、県、市			▶
	デジタル技術を活用した河川水位等災害リスク情報の収集力強化	市			▶
	ため池を活用した洪水調整	市			▶
	土砂災害防止にむけた盛土に対する規制強化の検討	市			▶
	●地域住民や企業などの防災意識の向上				
	防災まちづくりワークショップの展開による水害リスクの周知	市			▶
	デジタル技術を活用した浸水シミュレーションなどの整備	市	▶		
	水害リスクマップの作成など水災害情報の充実	国、県、市	▶		
	浸水シミュレーションやハザードマップ等を活用した災害リスクの事前周知・防災意識の向上	市			▶
	「みずから守るプログラム」の普及促進	県			▶
自主防災組織への支援として、町・校区で行う防災訓練や防災講話の開催	市			▶	
防災教育として、学校・企業などへの出前講座の実施による防災意識の向上	市			▶	
情報発信・意識啓発に向け、豊橋ほっとメールの他、J-アラート、ホームページ、防災ラジオ、ハザードン(アプリ)等、様々なツールを用いた市民への情報発信体制の強化	市			▶	

補足 防災指針に伴う第4章から第7章の 見直しについて

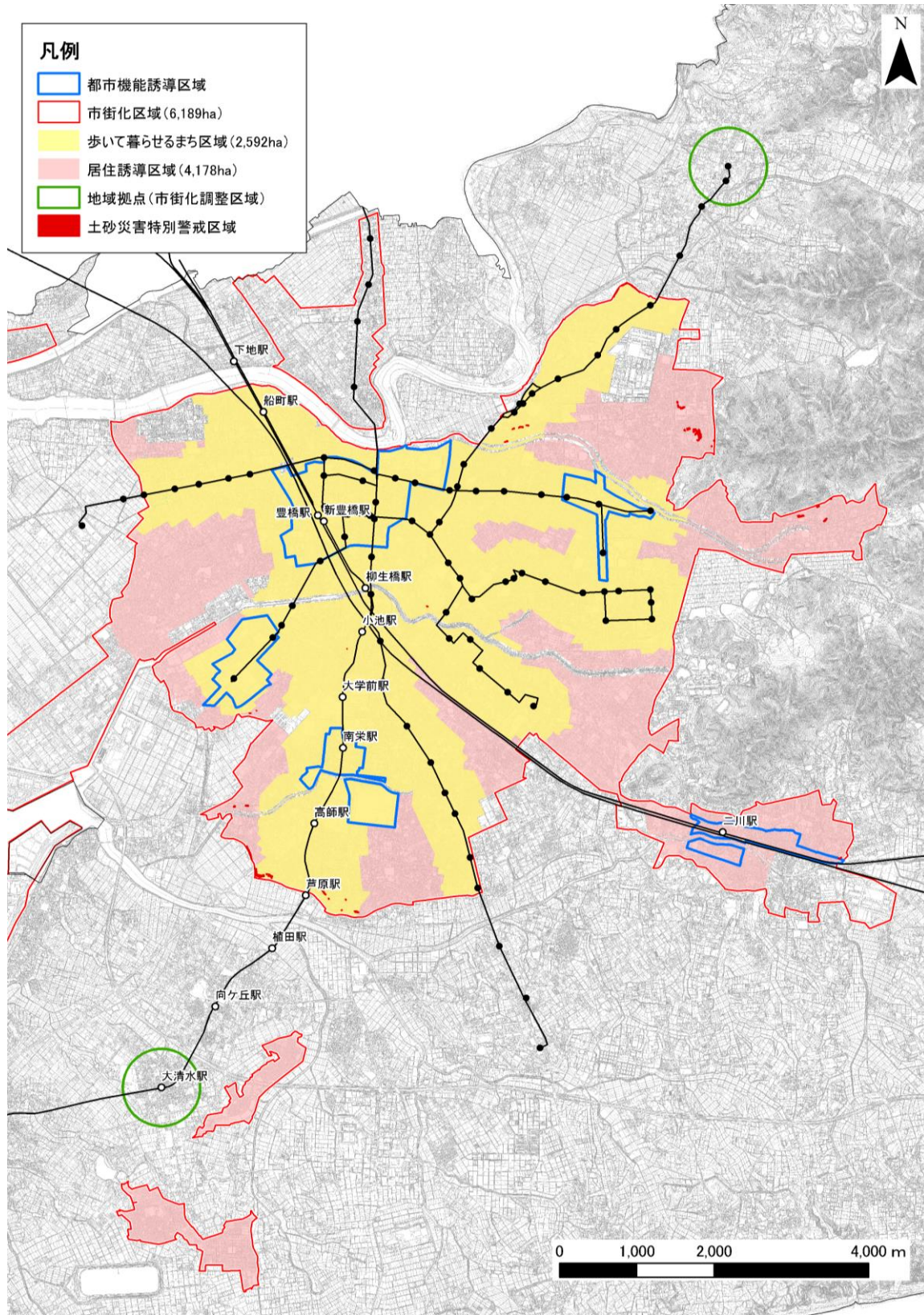
防災指針の策定に伴い、第5章に定められている居住誘導区域の見直しを行います。居住誘導区域の見直しに伴い、歩いて暮らせるまち区域及び第4章に定められている都市機能誘導区域についても見直しを行います。

また、第7章に定められている目標値に、評価指標を追加します。

1. 居住誘導区域及び歩いて暮らせるまち区域について

防災指針の策定に伴い、見直しを行った居住誘導区域及び歩いて暮らせるまち区域を以下に示します。

図 居住誘導区域及び歩いて暮らせるまち区域



1. 居住誘導区域見直しにあたって

居住誘導区域の見直しをはじめ、具体的な取り組みの検討にあたっては、まちづくり全体のバランスを考慮することや、発生頻度や規模、災害の特性を踏まえるといったこととしています。

2. 居住誘導区域見直し方針

以上のことを踏まえ、今回の居住誘導区域の見直し方針を次のとおりとします。

●見直し方針

市街化区域の中で良好な居住環境を有する商業系・住居系用途の区域と公共交通沿線等の利便性の高い区域を基本とします。なお、今回の防災指針の策定に伴い、以下の区域を除外することとする。

除外にあたっては、近年の気候変動により、いつ災害が起きてもおかしくないことを前提に、災害リスクの回避・低減施策により対応することを踏まえ、本市の市街地形成の状況と災害リスクのバランスを考慮することとする。

- ・津波想定浸水深が 1.0m 以上の区域（過去地震最大モデル）
- ・洪水想定浸水深が 2.0m 以上の区域（計画規模）
- ・高潮想定浸水深が 2.0m 以上の区域（伊勢湾台風規模・堤防等決壊なし） **Change !**
- ・土砂災害特別警戒区域
- ・急傾斜地崩壊危険区域（対策済のものを除く） **New !**
- ・家屋倒壊等氾濫想定区域【河岸侵食・氾濫流】（想定最大規模） **New !**

各ハザードにおける居住誘導区域から除外する浸水深の基準は、右の指標を基に設定します。

津波については、巻き込まれた場合、ほとんどの人が亡くなる 1.0mとします。

洪水、高潮については、3.0mでは1階がすべて水没し、2階真下まで水が迫ってくるため、安全を考慮し、1階の軒下までの浸水である 2.0mとします。

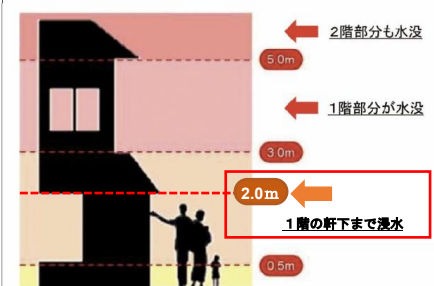
【浸水深に関する参考指標②（南海トラフの巨大地震モデル検討会（第二次報告））】

- 浸水した面積等の分類整理にあたり、目安とした浸水深の深さは、次の通り。
- 0.3m以上：避難行動がとれなく（動くことができなく）なる
 - 1m以上：津波に巻き込まれた場合、ほとんどの人が亡くなる
 - 2m以上：木造家屋の半数が全壊する（注：3m以上でほとんどが全壊する）
 - 5m以上：2階建ての建物（或いは2階部分までが）が水没する
 - 10m以上：3階建ての建物（或いは3階部分までが）が完全に水没する

【浸水深に関する参考指標①（立地適正化計画作成の手引き（国土交通省））】

①浸水深と人的被害のリスク

浸水による人的被害のリスクの程度を、浸水深から検討することが考えられる。一般的な家庭の2階が水没する浸水深 5mや、2階床下部分に相当する浸水深 3mを超えているか一つの目安となる。2階への垂直避難が困難な居住者の有無にも注意することが重要である。



2. 都市機能誘導区域について

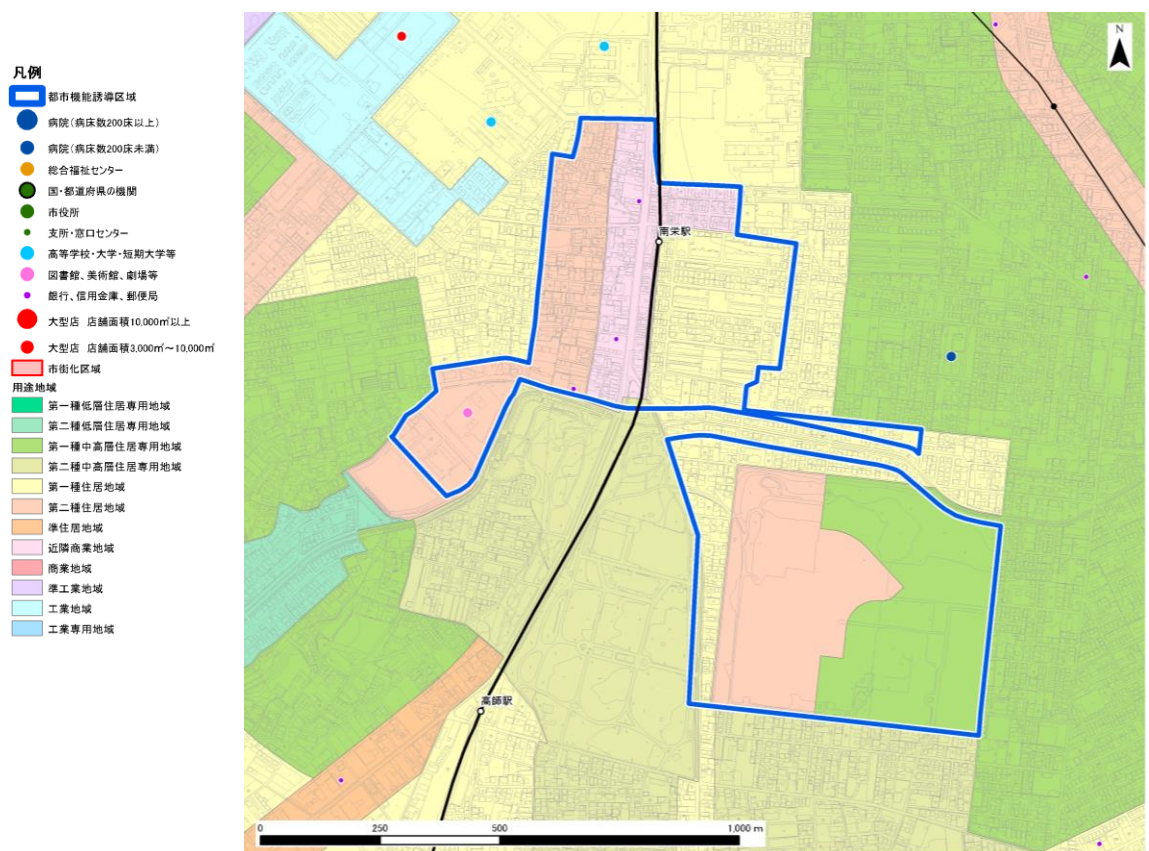
居住誘導区域の見直しに伴い、都市機能誘導区域についても見直しを行います。

今回新たに居住誘導区域からの除外対象となった家屋倒壊等氾濫想定区域について、市内5箇所の都市機能誘導区域のうち3箇所で家屋倒壊等氾濫想定区域を含んでいるため、該当する箇所の都市機能誘導区域において、家屋倒壊等氾濫想定区域を除外します。

見直し後の都市機能誘導区域を以下に示します。

○南栄駅周辺

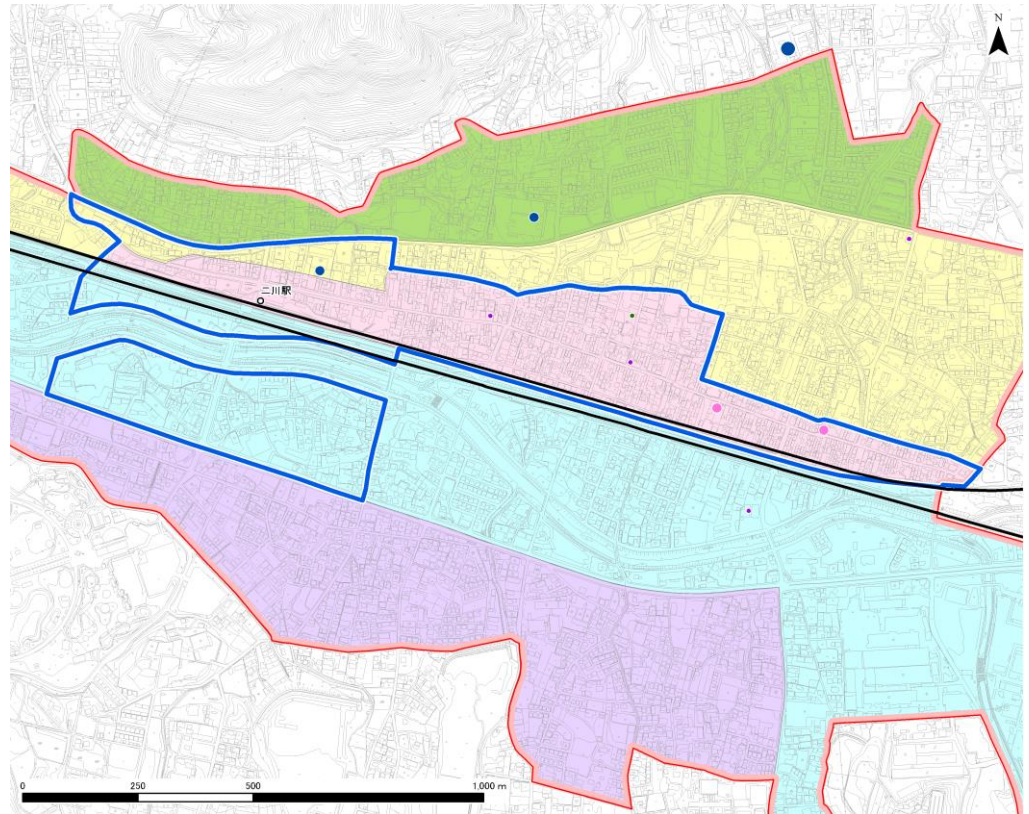
図 都市機能誘導区域（南栄駅周辺）



○二川駅周辺

図 都市機能誘導区域（二川駅周辺）

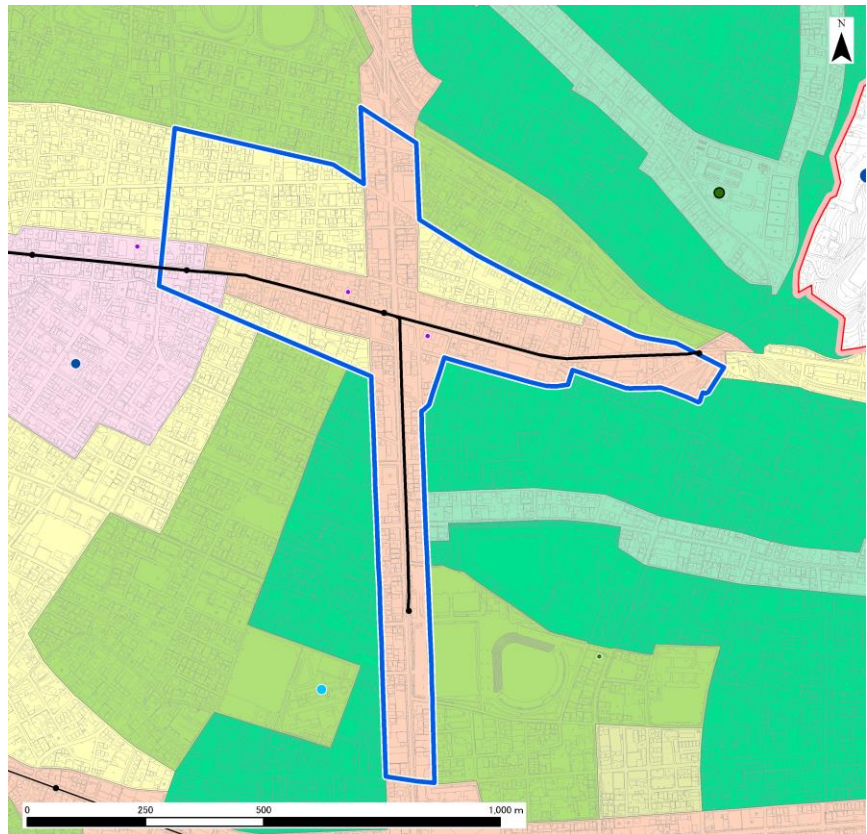
- 凡例**
- 都市機能誘導区域
 - 病院(病床数200床以上)
 - 病院(病床数200床未満)
 - 総合福祉センター
 - 国・都道府県の機関
 - 市役所
 - 支所・窓口センター
 - 高等学校・大学・短期大学等
 - 図書館、美術館、劇場等
 - 銀行、信用金庫、郵便局
 - 大型店 店舗面積10,000㎡以上
 - 大型店 店舗面積3,000㎡～10,000㎡
 - 市街化区域
- 用途地域**
- 第一種低層住居専用地域
 - 第二種低層住居専用地域
 - 第一種中高層住居専用地域
 - 第二種中高層住居専用地域
 - 第一種住居地域
 - 第二種住居地域
 - 準住居地域
 - 近隣商業地域
 - 商業地域
 - 準工業地域
 - 工業地域
 - 工業専用地域



○井原停留場周辺

図 都市機能誘導区域（井原停留場周辺）

- 凡例**
- 都市機能誘導区域
 - 病院(病床数200床以上)
 - 病院(病床数200床未満)
 - 総合福祉センター
 - 国・都道府県の機関
 - 市役所
 - 支所・窓口センター
 - 高等学校・大学・短期大学等
 - 図書館、美術館、劇場等
 - 銀行、信用金庫、郵便局
 - 大型店 店舗面積10,000㎡以上
 - 大型店 店舗面積3,000㎡～10,000㎡
 - 市街化区域
- 用途地域**
- 第一種低層住居専用地域
 - 第二種低層住居専用地域
 - 第一種中高層住居専用地域
 - 第二種中高層住居専用地域
 - 第一種住居地域
 - 第二種住居地域
 - 準住居地域
 - 近隣商業地域
 - 商業地域
 - 準工業地域
 - 工業地域
 - 工業専用地域



3. 目標値の設定

防災指針の策定に伴い、防災指針に関連する評価指標及び目標値を設定します。評価指標については、ハード整備に係る取り組みや事業は財源の確保や地元との合意形成を図りながら着実に進めていくこととし、ここでは市が主体的に進めることが可能なソフト対策を中心に設定します。

表 評価指標と目標値

評価指標	単位	現況	目標年次 (R10 年度)
防災訓練・講話の参加人数	人	(R3 年度) 26,767	63,000
浸水想定区域 ^{※1} を含む校区の 防災まちづくりワークショップの開催数 (累計)	回	—	12

※1 洪水、高潮、津波の想定最大規模における浸水想定区域